

# 厚木市落書き防止 マニュアル(市民用)

(平成28年4月改正版)

厚木市

# ～ 目次 ～

1	『落書きをさせないまちづくり』への取組について・・・	1
2	落書きがさらなる犯罪を招く・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	～落書きは治安のバロメーター～	
3	落書きに対する罰則について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	被害届の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	建築物・構造物の対応（基本）・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	落書きの早期発見・通報・消去までの流れ・・・・・・・・	6
7	落書き対策の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	12

## 1 『落書きをさせないまちづくり』への取組について

市内では、郊外での道路の外壁、橋りょう、ガードレールに落書き被害が目立ってきています。

落書きについては、「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」で禁止していますが、街の美観を損ねるだけでなく、放置すると犯罪を助長することになります。

このため、平成 26 年度に、関係課長等による庁内検討組織を立ち上げ、庁外関係機関の御意見を伺いながら落書きをさせないまちづくりの取組について検討を行い、平成 27 年 2 月に市と市民それぞれの役割と取組の目標を定めた行動指針を策定しました。

そして、この度、この指針を基に、市の公共施設などへの落書き被害に対し、迅速かつ的確に対応し、安心安全な生活環境の実現に資するため「厚木市落書き防止マニュアル」を作成しました。

市民の皆様には、落書きへの意識を高め、「早期発見・通報・消去」を基本に、このマニュアルを活用していただき、「落書きをさせないまちづくり」に積極的に取り組んでいただくよう御協力をお願いいたします。



## 2 落書きがさらなる犯罪を招く

～ 落書きは治安のバロメーター ～

### **割れ窓理論**

落書きは軽微な犯罪と思われがちですが、落書きを放置することで、その場所に目が行き届いていないと思われ、より重大な犯罪を招く恐れがあります。

このことを説明するのに、アメリカの犯罪学者ジョージ・ケーリング博士が提唱した理論で、1枚の割られた窓ガラスをそのままにしていると、さらに割られる窓ガラスが増え、いずれ街全体が荒廃してしまうという「割れ窓理論」が有名です。

アメリカのニューヨーク市では、地下鉄の無賃乗車や落書きを「割れ窓」に見立て、これらを徹底的に取り締まった結果、劇的に犯罪が減ったとされます。

このことから、軽微な犯罪（落書き）でも徹底的に対応することにより重大な犯罪を未然に防ぐことにつながります。



### 3 落書きに対する罰則について

罰 則 に つ い て	
<b>犯罪です</b>	<p>落書きは「犯罪」として、刑法、本市条例により処罰の対象となるため、溶剤ですぐに消去できないほどの落書き被害を受けた場合は、警察への被害届の提出を検討してください。</p>
<b>刑 法</b>	<p>(器物損壊罪等) 第261条 (略)他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>
<b>「厚木市みんなで 守る美しい環境の まちづくり条例」</b>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (6)落書き 公共の場所等に、塗料若しくは墨等により、みだりに文字、図形若しくは絵柄を描くこと、又は書かれた文字、図形若しくは絵柄をいう。 (落書きの禁止) 第10条 何人も、落書きをしてはならない。 (落書きの消去) 第11条 市長は、落書きが放置され、著しく周辺的美観を損なう状態にあると認めるときは、公共の場所等の所有者、管理者又は占有者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。 公共の場所等 道路、広場、公園、河川、その他公共の用に供する場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地又は管理する土地若しくは建築物その他の工作物をいう。 (罰則) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。 (1)第10条の規定に違反した者</p>

## 4 被害届の検討

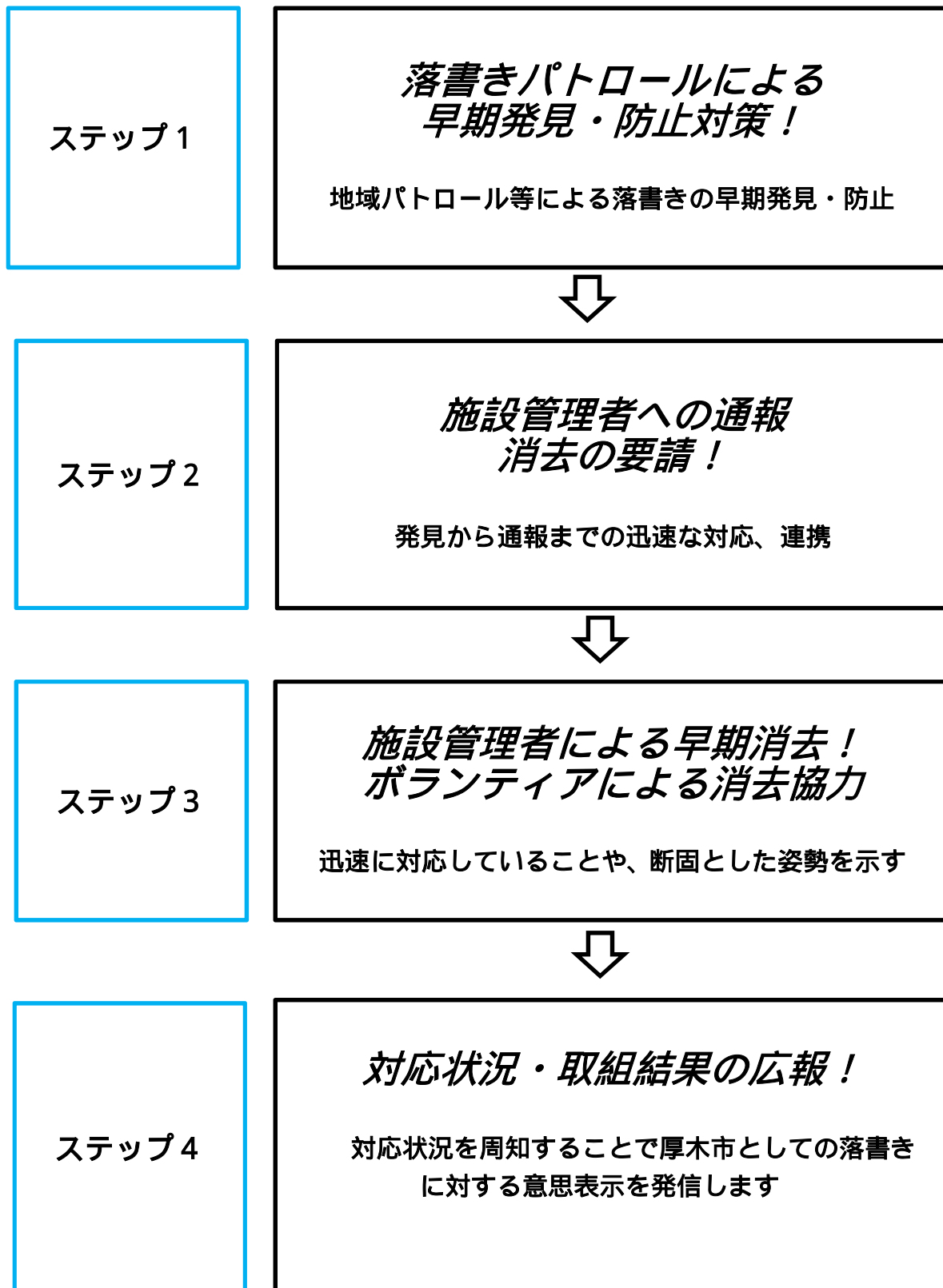
溶剤ですぐに消去できない被害を受けた場合は、警察への被害届の提出を検討しましょう。

被害の申告と手続き	
目的	被害届は、被害者が犯人の処罰を希望する意思を表示することです。
必要なもの	告訴状 見積書（被害額がわかるもの） 被害を受けた対象物の写真（違う角度から複数枚）
手続き等	被害届の手続きについては、 厚木警察署 046-223-0110（代表）に電話して問い合わせてください。 被害届と告訴状の用紙は、警察にあります。





## 5 建築物・構造物の対応（基本）



## 6 落書きの早期発見・通報・消去までの流れ

「指針」……………厚木市落書きをさせないまちづくり行動指針

「マニュアル」……………厚木市落書き防止マニュアル

区 分	ステップ1（早期発見・防止対策）
<p>自治会など 活動団体</p>	<p><b>パトロール</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で活動している防犯パトロールで「落書き被害」を加えて巡回します。</li> <li>○環境保全指導員、自治会の環境美化部長は、防犯パトロールに参加し、被害の早期発見に努めます。</li> <li>○落書きを発見した時は、被害箇所と発見時刻を書き留めます。</li> </ul> <p><b>啓 発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○落書きに対する意識を高めます。</li> <li>○指針を理解し、構成員にマニュアルに基づく行動を周知します。</li> </ul>
<p>市民及び 市内に家屋を 所有している 方</p>	<p><b>日常点検</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日常の点検により自宅家屋や塀などへの被害の有無を確認します。</li> <li>○外出時に落書きを発見したら、被害に遭った箇所と発見時刻を書き留めます。</li> <li>○市外にお住まいで市内に家屋等を所有されている方は、定期的に被害の有無を確認します。</li> </ul>



<p>事業者など 法人</p>	<p><b>日常点検・パトロール</b> ○管理する建築物や付属施設、道路や河川などの構造物について、日常の点検や定期的パトロールにより被害の有無を確認します。</p> <p>○被害を受けやすい箇所を把握します。</p> <p><b>落書き禁止看板等の有効活用</b> ○被害の多い箇所は、禁止看板などを活用し警告します。</p> <p><b>施設設計</b> ○管理する施設の更新時期や消去費用に対してどれくらい効果があるかを考慮し、被害防止対策として効果的な構造や素材の使用を検討します。</p> <p><b>従業員・職員への啓発</b> ○指針を理解し、従業員・職員にマニュアルに基づく行動を周知します。</p>
<p>市内への通勤・ 通学者</p>	<p>○市内で落書きを発見したら、被害に遭った箇所と発見時刻を書き留めます。</p>
<p>厚木市 生活環境課</p>	<p><b>パトロール</b> ○原則、週1回、市内をパトロールにより巡回し、被害の有無を確認します。</p> <p>○落書き多発地区については、警察にパトロール強化を要請します。</p> <p><b>広報・啓発</b> ○指針を市民や事業者等に周知するとともに、マニュアルを関係機関に配布します。</p>

区 分	ステップ2（通報）
<p>○自治体など活動団体</p> <p>○市民及び市内に家屋を所有している方</p> <p>H28,2、1 改正箇所</p> <p>○事業者など法人</p> <p>○市内への通勤・通学者</p>	<p><b>生活環境課へ連絡</b></p> <p>○落書き被害を発見したら、被害箇所と発見時刻を厚木市生活環境課へ連絡します。</p> <p><u>連絡は、電話又はファクシミリ（14ページの様式「落書き被害報告書」を使用）により行います。</u></p> <p>厚木市生活環境課 電話 225 - 2750（直通）</p> <p><b>被害届</b></p> <p>○溶剤ですぐに消去できない被害を受けた場合は、警察への被害届の提出を検討しましょう。</p> <p>（4ページ参照）</p>
<p>厚 木 市 生活環境課</p> <p>H28,2、1 改正箇所</p>	<p><b>施設管理者への通報</b></p> <p>○パトロールで落書きを発見した場合、及び市生活環境課へ通報があった場合は、各施設管理者へ被害箇所と発見時刻を連絡し、消去を要請します。</p> <p>○個人が管理する住宅などへの被害については、落書き消去の原材料を支給する要件に該当するかどうかをお知らせします。</p> <p><b>支給する要件</b></p> <p>○申請できる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>個人住宅にある落書きを消去する方。</u></li> </ul> <p>個人住宅とは店舗併用住宅も該当します。</p> <p>○原材料の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1個人につき、消去剤（スプレー式）1本支給します。スプレー1本あたりで消去できる落書きの面積は、約1㎡です。</li> </ul> <p><b>落書き消去ボランティア等への情報提供</b></p> <p>○ボランティア等へ活動計画に役立つ落書き箇所の情報を提供します。</p>

区 分	ステップ3（消去）
<p>○市民及び市内に家屋を所有している方</p> <p>○事業者など法人</p> <p>H28,4、1 改正箇所</p> <p>H28,4、1 改正箇所</p>	<p><b>消去計画を立て実施</b></p> <p>○落書きの消去は、発見又は通報があった時から、原則1箇月以内に行うこととします。</p> <p>○落書き被害の件数が多く、1箇月以内に消去できない場合には、市生活環境課と協議して、優先順位をつけた上で、消去計画を立てて消去を行うこととします。</p> <p><u>落書きについて被害届を警察へ提出する場合には、捜査のため証拠を保全する事情があるため、落書きの消去時期は警察と調整することとします。</u></p> <p>○ボランティア等の協力により消去する場合は、ボランティアの都合に合わせて行うこととします。</p>
<p>厚 木 市 生活環境課</p> <p>H28,4、1 改正箇所</p>	<p><b>消去計画の作成の支援</b></p> <p>○必要に応じて消去計画の作成を支援します。</p> <div data-bbox="577 1290 1307 1518" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>落書き消去計画書（記載例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落書場所    ・消去予定日    ・被害日時</li> <li>・消去方法（予定）    ・状況など</li> </ul> </div> <p>○地域団体や活動ボランティア等と調整し、消去作業を支援します。</p> <p><u>壁画制作にあたっては、市都市計画課と神奈川県屋外広告物条例の協議が必要となりますが、円滑に進むよう調整します。</u></p> <p>○落書き消去の体験教室等を開催し、ボランティアの発掘と育成に取り組みます。</p>

区 分	ステップ4（結果の公表）
<p>通報を受けた 市民、事業者な どの法人等</p>	<p><b>落書き被害に対する対応結果の連絡</b></p> <p>○落書き消去後、対応結果を市生活環境課に連絡します。</p>
<p>厚 木 市 生活環境課</p>	<p><b>市ホームページ等での公表</b></p> <p>○定期的に落書き被害状況や施設管理者から集約した対応結果を通報者に報告するとともに、市全体で情報の共有化が図れるよう情報を発信します。</p>

## 落書きの現場に遭遇したら

110番            厚木警察署（代表    223-0110）  
                      生活環境課（直通    225-2750）

注意することは絶対にやめてください。トラブルに巻き込まれることがあります。（日時、場所、状況などを伝えてください。）

## 施設管理者一覧表

落書きを発見したら、生活環境課（ 225-2750 ）へお知らせください。

### 参考

東名高速道路	圏央道	中日本高速道路(株) お客様センター	0120-922-229
国道 246 号	国土交通省	横浜国道事務所	046-221-0004（代表）
国道 412 号	129 号	厚木土木事務所	046-223-1711（代表）
県道			
市道		厚木市道路管理課	046-225-2300（直通）
東京電力	東京電力(株)神奈川カスタマーセンター		0120-99-5776
NTT	(株)NTT東日本	南関東神奈川西支店	046-221-4261

○生活環境課に連絡する時には、施設名もお知らせください。

## (1) 壁画による落書き再発防止

何度も落書きされてしまう場合は、その箇所に壁画などを描くことにより落書きを防止する効果が期待できます。

施設管理者は、ボランティア等の協力の基に協働で壁画制作を行う場合は、次のような手配を行います。

ボランティアと協議し、実施要領の作成

道路上で作業をする場合は警察の道路使用許可が必要になります。

施設管理者は、許可申請手続きについてボランティアに負担がかからないよう調整します。

壁画制作に当たっては、神奈川県屋外広告物条例、厚木市景観条例の協議が必要です。施設管理者は、協議が円滑に進むよう調整します。

なお、市生活環境課は、地域における調整など取り組む上で必要な支援を行います。



## (2) 落書き消去の原材料支給

落書きの消去は、施設管理者が行うことが基本ですが、活動ボランティアが消去する場合は、消去の溶剤、ペンキ、ハケ等の原材料の支給を市に申請することができます。

問い合わせ先：市生活環境課  
電話 225-2750（直通）

### ( 3 ) 普及啓発事業

- ・ 公用車等への落書き防止用ステッカーの貼付
- ・ 市内の小・中学校を始め、あらゆる世代に対し落書き防止についての出前講座を実施します。



## 落書き被害報告書

生活環境課宛て

電話 225-2750 ・ FAX 223-1668

発見日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃
発見者	住所 氏名 電話番号 ( 自治会 会長 ( ))
通報者	住所 氏名 電話番号 ( 自治会 会長 ( ))
被害推定日	平成 年 月 日頃 ・ 不明
被害場所	厚木市
被害施設	道路 公園 公共建築物( ( 名称 ) ) その他( )
被害の状況 (概ねの大きさや落書きの内容など、被害の状況を記入願います。)	
その他 (可能であれば、明細地図のページ番号や写真などを添付願います。)	

処理欄 (処理欄は、記入しないでください。)

報告書受理日	平成 年 月 日	処理経過等
現地確認日	平成 年 月 日	
施設管理者への 消去要請日	平成 年 月 日	
施設管理者から消去 完了の報告受理	平成 年 月 日	
通報者への 消去完了報告	平成 年 月 日	

參考資料

## 厚木市落書きをさせないまちづくり行動指針

### 1 目的

この行動指針は、環境美化を推進し、美しい環境のまちづくりの実現を目的とする厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例（以下「条例」といいます。）に基づき、落書きのない快適で安心安全な生活環境の保全を図るため、市、市民それぞれの役割を定め、落書きをさせないまちづくりを推進することを目的とします。

### 2 趣旨

この行動指針は、市、市民それぞれの役割における取組目標を定めるものです。

### 3 定義

(1)「市民」とは、厚木市自治基本条例第3条に規定する市民をいい、次に掲げるものとします。

ア 厚木市内に居住する者

イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者

ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体

エ 厚木市に対し納税の義務を負う者

(2)「施設管理者」とは、直接、間接を問わず厚木市内の施設を管理する者をいいます。

### 4 目標・基本施策及びその具体的取組

【目標】 落書きをさせない環境づくり

〔基本理念〕 条例による落書き禁止規定の実効性を確保するため、行政と地域社会全体が落書き行為の撲滅を目指します。

#### 【基本施策1】厚木市内の落書き情報の収集と活用の取組

実施主体	具体的取組
市	厚木市内の落書き被害情報の収集を行い、市民や事業者等へ迅速に通報する仕組みを構築します。 落書きに対する社会の監視の目を育てるため、市ホームページ等で落書き被害に対する取組状況を発信します。 職員が落書きを発見した場合、速やかに落書き防止対策主管課に連絡する体制を整えます。また、落書きの発見・通報について、市施設管理者、環境保全指導員、自治会の環境美化部長、ボランティア団体等との連携・協力体制を構築しま

	<p>す。</p> <p>早期発見・早期通報・早期消去・監視体制の落書き被害対応マニュアルを作成するとともに、体制づくりを目指します。また、職員の落書き被害に対する意識の向上を図ります。</p>
市民	<p>落書き被害に対する意識の向上を図ります。</p> <p>落書き被害にあった箇所及び発見日時等の情報の通報など、早期発見、早期通報、早期消去の体制づくりに協力します。</p> <p>環境保全指導員、自治会の環境美化部長は、落書き被害の発見・通報に努めます。</p>

【基本施策2】施設管理者の取組

実施主体	具体的取組
市	<p>落書き防止パトロールを市民や事業者等との協働により実施します。また、落書き多発地区では、警察と連携したパトロール強化や、再発防止のための落書き禁止看板の有効活用を行います。</p> <p>市の建築物・工作物等の新設に当たっては、落書き被害防止対策を考慮した構造や素材を使用するよう努めます。</p> <p>事業者等に落書きされにくい素材等についての情報を提供していきます。</p>
市民	<p>建築物・工作物等の新設に当たっては、落書き被害防止対策を考慮した構造や素材を使用するよう努めます。</p>

【基本施策3】広報・啓発の充実

実施主体	具体的取組
市	<p>落書き被害対応マニュアルを関係機関に配布します。</p> <p>落書きをさせないまちづくり行動指針を市民や事業者等に周知します。</p> <p>落書き防止の広報・啓発のため、広報あつぎ、ホームページ等を積極的に活用します。</p> <p>公用車等に落書き防止啓発用ステッカー等を貼付するなど啓発に努めます。</p> <p>市内の小・中学生を始め、あらゆる世代に対し落書き防止についての出前講座を実施します。</p>
市民	<p>事業所等内において、落書き被害対応マニュアルを配布し、従業員や職員に対する落書き被害防止に関する啓発を推進します。</p>

【目標】 落書きをされたらすぐに消す体制づくり

〔基本理念〕 落書きの放置は犯罪を助長する一因であるため、早期消去を推進します。

【基本施策1】施設管理者の取組

実施主体	具体的取組
市	<p>警察の捜査等に協力しながら、市施設への落書きを迅速に消去するとともに、市民や事業者等に対し、落書きの迅速な消去活動を促します(条例第11条)。さらに、後日消去されたことの確認を行い、通報者には消去されたことを連絡します。</p> <p>落書き被害者の落書き消去に対応するための支援を実施します。</p>
市民	<p>自己所有(管理)の建築物・工作物等への落書きの発見に努め、発見したときや通報を受けたときには、警察の捜査等に協力しながら、速やかな消去に努めます。</p>

【基本施策2】市と関係機関、地域社会・ボランティア団体等との連携体制の構築

実施主体	具体的取組
市	<p>市民や事業者等と情報の共有化を図り、落書きに対する関心を高め、迅速に対応します。</p> <p>市民や事業者等との連絡調整の場を持ちます。</p> <p>市施設管理者は、落書き被害について警察への被害届の提出、告訴を行い、落書き被害の防止につなげていきます。</p> <p>地域の状況に応じた取組を呼びかけます。</p> <p>落書き多発地区の見回りボランティアを募集します。</p>
市民	<p>落書き被害について警察への被害届の提出、告訴を行うよう努めます。</p> <p>地域における落書き消去活動に参加するよう努めます。</p> <p>要請に基づき市主催の連絡調整の場に参加します。</p>



ふれあいの家庭づくり  
ふれあいの地域づくり  
ふれあいのまちづくり

厚木市落書き防止マニュアル

平成27年5月作成

平成28年4月改正

担当 厚木市 環境農政部 生活環境課